

川西市立清和台南小学校 P T A 規約

第 1 条 名 称 及 び 事 務 所

この会は清和台南小学校 P T A と称し(以下略して「会」と呼ぶ)、
事務所を清和台南小学校(川西市清和台西 5 丁目 1 番 2 号)に置く。

第 2 条 目 的

この会は、保護者と教職員が協力して、学校と家庭及び地域における
児童の教育活動の充実と福祉の推進を図って活動することを目的と
する。

第 3 条 事 業

この会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 児童の保護、福祉に関すること。
2. 児童の健康、安全に関すること。
3. 会員相互の研修に関すること。
4. その他

第 4 条 会 員

本校に在籍する児童の保護者と、本校に勤務する教職員を対象とし、
この会の目的に賛同し入会した者とする。

第 5 条 役員及び委員とその任務

役 員

- ・ 会長 1 名

会を代表し、会の運営を図る。

- ・ 副会長 3 名

会長を補佐し、会長不在の時、代理を務める。(内、1名は教職員)

- ・ 会計 2名
会の会計事務を処理し、会計書類の作成保管をする。(内、1名は教職員)
- ・ 書記 2名
会合並びに会の活動記録・文書発送・受理を行う。(内、1名は教職員)
- ・ 顧問 若干名
会の諮問に応じる。
- ・ 監査 2名
会計書類を監査し、総会にて報告する。

委員

- ・ 学年委員 各学年1名以上
校内活動の計画を立案し、遂行する。その他必要に応じて適当な活動を行う。
- ・ 校外委員 若干名
校外活動を遂行する。その他必要に応じて適当な活動を行う。
- ・ 愛護委員 若干名
児童の愛護と地区活動を計画立案し、遂行する。
- ・ 選挙管理委員 若干名
会長・副会長・会計・書記・監査の選出にあたる。(教職員を除く)

第6条 役員及び委員の選出

1. 会長・副会長・会計・書記・監査の(教職員を除く)選出は、毎年度末までに、候補を選出する。
役員及び選挙管理委員がその選考に当たり、定期総会で承認を得る。
2. 顧問は、前会長・校長及び運営委員会の推薦する者から、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
3. 学年委員は各学年会員より1名以上を選出する。
その中から委員長を選ぶ。
4. 校外委員は必要に応じて若干名を選出する。その中から委員長を選ぶ。
5. 愛護委員は各地区において選出し、その中から委員長を選ぶ。
6. 委員の選出は、毎年4月に行い、総会での承認を原則とする。

第7条 機 関

1. 総会は、この会の最高の議決機関とする。
総会は、定期総会と臨時総会とする。
2. 毎年、年度開始日より5月末までに定期総会を開く。
総会では次の事項を討議決定する。
 - 1) 前年度決算及び事業報告の承認
 - 2) 役員及び委員の承認
 - 3) 規約及び付則の改廃に関する事項
 - 4) 当該年度予算ならびに事業計画の審議
 - 5) その他の会の目的を実現するために必要な事項
3. 総会の成立は、委任状を含め会員の1/2以上の出席を必要とし、決議は出席者の1/2以上の賛成をもって成立とする。
4. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または運営委員会の半数以上が必要と認めるとき、もしくは会員の1/3以上の要請があったときに開催することができる。
5. 運営委員会は、会長・副会長・会計・書記・学年委員長・校外委員長・愛護委員長をもって構成する。ただし、必要に応じて顧問・監査および各委員のいずれかの出席を求めることができる。
6. 運営委員会は、以下の事項について協議・決定することができる。
 - 1) 総会より委任された事項
 - 2) 総会に提案する議案や報告書の作成
 - 3) この会の活動や運営に関わる事項
 - 4) 会員からの要望や提案に関する事項
 - 5) 会則に基づく内規等の設置・改廃
 - 6) その他
7. 運営委員会の成立は、委任状を含め1/2以上の出席を必要とし、決議は出席者の1/2以上の賛成をもって成立とする。
8. 各委員会及び集会は、必要に応じてその長が招集する。

第8条 役員及び委員の任期

1. 役員及び委員の任期は、当該年度の定期総会開催日より、次年度定期総会開催日までの1年間とする。
2. 任期中に役員または委員の欠員、もしくは必要に応じて増員が生じた場合は、運営委員会で協議し決定する。

第9条 会計

1. 会の経費は、会員の納める会費、事業収入及び自発的な寄付金をもって充てる。
2. 会計年度は、当該年度の4月1日から、翌年3月31日までとする。
3. 会費は会員1家庭あたり月額250円とし、8月分を除く11か月分を納入する。
4. 会費の徴収事務については、別途様式をもって、校長に委託する。

第10条 情報

1. 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、別途「個人情報取扱規則」に基づき、適正に運用されるものとする。

第11条 退会

1. 会員が退会を希望する場合は、退会届を提出する。
2. 児童の転出及び人事異動等による教職員の他校への転勤に関しては、自動退会とする。

付 則

第1条 この規約は、総会において承認された日より直ちに効力を生じる。

第2条 会長及び運営委員会の承認を得て、内規を設けることができる。

(2018.04.01 改訂)

川西市立清和台南小学校 P T A 内規

(役員及び委員)

1. 本会の活動推進を図るために、必要に応じて、他の関係機関等と連携するための役員及び委員を設置することができる。
2. 前項 1 における役員及び委員の設置・改廃については、運営委員会の承認を得るものとする。
3. 委員の選出については、全ての会員が本会の目的遂行に関われるよう、過年度に委員の職に就いていない会員を優先に選出する。
(ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない)

(出張旅費)

4. 本会の活動に係る交通費は、学校を起点としてその最低額となる合理的経路で算出し、支給する。

(慶弔事)

5. 会員及び児童の慶弔事に際しては、御香料5,000円を贈る。
6. その他慶弔費等の支出が発生した場合は、会長の専決で支出し、事後に運営委員会の承認を得るものとする。

(免 除)

7. 役員の職に就き、その任を果たした会員は、次年度以降、役員・委員の就任を免除される。
ただし、当該委員が希望する場合は、その対象となることができる。
8. 委員長の職に就き、その任を果たした会員は、次年度から3年間、役員・委員の対象を免除される。
ただし、当該委員が希望する場合は、その対象となることができる。

(退 会)

9. 退会の適用は、退会届を提出した日とする。
退会した翌月から会費の徴収を停止する。

(2020.04.01改訂)